

5 福薬業発第 5 5 9 号
令和 6 年 3 月 2 8 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

疑義解釈資料の送付について（その 6 4）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありました
のでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 497 号

令 和 6 年 3 月 27 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

疑義解釈資料の送付について（その 64）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

疑義解釈資料につきましては、令和 5 年 5 月 9 日付け日薬業発第 46 号（その 48）ほかにてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり追加の疑義解釈が示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、これら資料につきましては、以下の URL から閲覧が可能なほか、本会ホームページにも後日掲載予定であることを申し添えます。

○「令和 4 年度診療報酬改定について」

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 健康・医療
＞ 医療保険 ＞ 令和 4 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 26 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 64）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 26 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 64）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 54 号)等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

【服薬管理指導料】

問1 「疑義解釈資料の送付について（その46）」（令和5年3月31日事務連絡）別添の問2において、電子版の手帳については「電子版お薬手帳ガイドラインについて」（令和5年3月31日薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の別添（以下「ガイドライン」という。）の「2. 運営事業者等が留意すべき事項」を満たしていれば、服薬管理指導料における取扱いは紙媒体の手帳と同様とされているが、このうち「実装すべき機能（電子版お薬手帳サービスとして最低限実施すべき機能）」とされている「A P I連携により、マイナポータルから提供される薬剤情報等を電子版お薬手帳に取り込むことができる機能」のサービス提供が令和6年3月末までに開始されない場合、どのように考えればよいか。

（答）電子版の手帳が、当該機能の実装以外についてガイドラインの「2. 運営事業者等が留意すべき事項」を満たしている場合であって、当該電子版の手帳の運営事業者が、マイナポータルの医療保険情報取得A P Iの利用に必要な一連の手続きを、令和6年3月末までに現に始めている場合は、当該機能のサービス提供までの間は、紙媒体の手帳と同様の取扱いとする。ただし、当該機能については速やかに実装され、サービス提供が開始される必要がある。

（参考）「疑義解釈資料の送付について（その46）」（令和5年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添（抄）

問2 電子版のお薬手帳について、「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「留意事項通知」という。）に代えて、新たに「電子版お薬手帳ガイドラインについて」（令和5年3月31日薬生総発0331第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「ガイドライン通知」という。）が示されたが、服薬管理指導料における電子版の手帳の扱いについて、どのように考えればよいか。

（答）電子版の手帳については、ガイドライン通知の別添の「2. 運営事業者等が留意すべき事項」を満たしていれば、紙媒体の手帳と同様の取扱いとする。その際、保険薬局においては、同別添の「3. 提供薬局等が留意すべき事項」を満たす必要がある。なお、ガイドライン通知において、「実装すべき機能」については、本通知の発出から1年を目処として実装」とされているため、令和6年3月末までは従前のとおり、留意事項通知の「第三 運営事業者等が留意すべき事項」を満たした手帳であれば、紙媒体の手帳と同様の取扱いとするが、引き続き、保険薬局においては、同通知の「第二 提供薬局等が留意すべき事項」を満たす必要がある。